

## 平成23年第6回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成23年6月27日(月)  
午前9時30分 から 午前10時11分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(12名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	6番	松本良明
7番	田中文彦	8番	内尾明美
9番	西田悟	<del>10番</del>	<del>高道修三</del>
11番	山本政人	12番	錦戸幸春
<del>13番</del>	<del>宮崎敬三</del>	14番	山下時義(職務代理者)
<del>15番</del>	<del>岡村貞夫(会長)</del>		
4. 本日の欠席委員(3名)

10番	高道修二	13番	宮崎敬三
15番	岡村貞夫		

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長欠席のため委員が互選した委員(職務代理者)がその職務を代理する。

5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第4. 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第5. 議案第49号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第6. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・事務局長補佐 坂元俊司・主幹 松村保則

## 7. 会議の概要

### 1, 開 会

開会 午前9時30分

議長(□□)

おはようございます。台風4号・5号が発生しておりましたが、日本列島を避ける形で進み、現在5号においては韓国の沖を通過しております。私たちにとりましては、恵みの雨であったろうかと、このように思っております。本日は、まだお一人お見えではありませんが、定刻になりましたので、ただいまから平成23年第6回農業委員会総会を開会致します。岡村会長が前会に引き続き入院中のため欠席でございますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により職務代理者の私が、本日の議長を務めさせていただきます。本日は岡村会長、高道委員さんが欠席でございますが、総会は成立しております。なお、5月26日に地域医療センターへ出向き皆様方からお預かりしました御見舞を岡村会長にお渡しをして参りました。大変感謝し、ご迷惑をおかけしておりますと言うことをおっしゃっておられましたので申し添えておきます。

### 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番の田中文彦委員さんと8番の内尾明美委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏及び坂元氏並びに松村氏を指名致します。

### 3, 議 事

それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第46号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

日程第2. 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請

についてご説明致します。3ページをお開きください。申請人の譲り渡し人は□□の□□□□さんで、譲受人は同じく□□の□□□□さんです。申請地は、4ページ・5ページに図示しております△△字△△△の畑、1筆△△△㎡です。権利の種類は所有権の移転で、申請理由は農業経営規模の拡大です。農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引き受けによる権利取得でないか、農業に常時従事するか、取得後経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果全てみたしているものと判断します。以上です。

議長(□□)      ありがとうございます。只今、事務局の方から説明を頂きました。この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

□番(□□□)      はい。(□番 □□□委員挙手)

議長(□□)      はい。□□□委員。

□番(□□□)      この件は、□□□□さんのむすこさん。□□□の□□□□さんの申請でございますが、後で、もう一件出てきます□□□□君の申請につながって参りますのでよろしく願いいたします。

議長(□□)      ありがとうございます。他に皆様方からご意見ございませんか。

(異議ありませんの声)

ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので許可することに致します。

議長(□□) 次に日程第3. 議案第47号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局(□□) 日程第3. 議案第47号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。7ページをお開きください。申請人は社会福祉法人 □□□□□□の□□□□さんで、申請物件は、△△△字△△△の畑、1筆△△△㎡です。転用の目的は障害者支援施設で申請地は、平成10年頃、施設内駐車場の拡張に伴い造成を行った農地で以前から同様に利用されていた経緯もあり、農地としての認識がなかった。今回施設の建て替えを行うに際し、他に代替える用地もないことから当該地を施設用地の一部として整備し管理したい。と言うものです。今回、始末書等必要な関係書類を付けての申請となっております。

場所及び施設の概要につきましては、8ページから14ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、他に用地の確保が困難であること、排水図、排水同意書等も添えられていることから適当であると判断いたします。以上です。

議長(□□) はい。ありがとうございました。只今、事務局の方から説明を頂きました。この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

□番(□□□) はい。(□番 □□委員挙手)

議長(□□) はい。□□委員。

□番(□□□) 私も社会福祉法人□□□の方は、評議員をさせてもらっております。今、□□□が62名の方が入所なさっておりますけど、今度耐震化整備事業の補助を受けられての建設と言うことで非常に

良い事だと思っております。是非許可をお願いしたいと思います。

議長(□□)      ありがとうございます。他に皆様方からご意見ございませんか。

□番(□□□)      はい。(□番 □□委員挙手)

議長(□□)      はい。どうぞ。

□番(□□□)      質問ですが、こういった施設を建てる時、拡張・造成の時に確認ができないのでしょうか。町にそう言った申請がある時に農地とかそう言った申請が何故できていないのかと思ったんですね。造成をするときにどうしてそれができないのかその辺をお聞きしたいんですが。

議長(□□)      この件について事務局から説明して頂きましょうか。

事務局(□□)      はい。

議長(□□)      □□さん。

事務局(□□)      はい。事務局の方から分かっている範囲でご説明させていただきます。本件に関しましては、□□委員さんからもお話がありましたけれど、熊本県の別の部局からの支援を受け耐震化事業に伴う施設の移転を計画されております。今回、耐震化の方でも、用地の調査とか審査がございまして、殆どがこの周辺は□□□さんの私有地になっているんですが、この1筆だけ個人名義になっておりました。実態で取得はされていたと言う経緯はお伺いしましたけれど、登記名義が長期にわたり替えることできない案件であったと伺っております。本年に入ってから所有権移転が完了したというご報告を聞いておりますが、□□委員さんがおっしゃる様に造成を行っているのは平成10年頃で十数年経っております。当時、造成を行われる段階で本来であれば届出をしておくべき案件であったという風に私も考えてはおります。現況を何度か調査に行き

ましたけれど、造成で確かに若干変わってはおりますが、□線から□□□□にぬける裏手の方に位置している斜面と一部平坦部分が残っている形状でございましたが、そこが当時造成をされる時の車輛の通路になっていたのではないかという感じもいたしましたし、周辺が一番端にある物件でもございまして、当時からおそらく耕作はされておらずにそのまま埋め立てが進んでしまったのではないかという印象を受けました。ご本人達も農地としての認識が無くて、そのまま埋め立ててしまったと言うことは伺っておりますので、この点については、始末書で詳しい経緯を説明して、県の方に進達をさせて頂きたいと考えております。私の方から以上でございます。

□番(□□□) はい。ありがとうございます。

□番(□□□) いま、削ってあるところですか。

□番(□□□) 平らなところでしょ。

議長(□□) もう少し説明して下さい。

事務局(□□) はい。議案書の9ページをご覧頂きたいと思います。これが、いくらか建物に変化がってますけど、おおまかこの形状であると思います。裏手のそばを走っているのが、□から□□□□に抜けている道路です。右に曲がるカーブの部分の場所からいくと斜面の下ぐらいになります。実際の形状は、12ページ・13ページを見て頂きたいんですが、計画図の建物の斜線を引いたものが添付されてますが、このそばに綴じ込むところの根っこの所になるんですが、等高線が入ってまして、その横に点線で道路が入っています、これが現道です。ここが斜面で土手を下っている部分になってるんですが、目印としては、大きな貯水槽が左側にあります。この脇ぐらいの部分に位置していると思います。

議長(□□) 今事務局から説明がありましたが、□□委員よろしいですか。

□番(□□□)

はい。

議長(□□)

他に皆様方からご意見ございませんか。

(ありませんの声)

ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に日程第4．議案第48号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

日程第4．議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。2件ございます。まず整理番号1ですが、16ページをお開きください。申請人の譲受人は□□の□□□□さんで、譲渡人は同じく□□の□□□□さんです。申請物件は、△△字△△△△の畑、1筆△△△m<sup>2</sup>、同じく△△△の畑、1筆△△△m<sup>2</sup>、合計の2筆△△△m<sup>2</sup>です。転用の目的は個人住宅及び英会話教室で、権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、現在借家での生活だが、子どもの成長や妻の事業の計画も視野に入れ近隣の用地を長期にわたり探していた。今回親族の仲介により契約できる事になり申請の運びとなった。他に代替えできる用地もないことから申請地を宅地として整備し利用したい。と言うものです。場所及び施設の概要につきましては、17ページから21ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、資金計画、排水図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断致

しております。

次に整理番号2ですが、22ページをお開きください。申請人の譲受人は□□□の□□□□さんで、譲渡人は同じく□□□の□□□□さんです。申請物件は、△△△字△△の畑、1筆△△△㎡の内△△. △△㎡、同じく字△△の畑、1筆△△△㎡の内△△. △△㎡、合計の2筆△△. △△㎡です。転用の目的は通路で、権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、現在申請地の横を通路として利用しているが、現状では、幅員が狭く、自家用車の出入りや介護を必要とする家族の送迎用車輛の往来が不便な状況である。今回、隣接農地所有者の協力を得て拡張が可能となったので、申請地を通路用地として整備し利用したい。と言うものです。場所及び施設の概要につきましては、23ページから29ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、資金計画、排水図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。以上です。

議長(□□)      ありがとうございます。2件ございます。まず整理番号1の□□□□さんの件についてご意見のある方はお願い致します。

□番(□□□)      はい。(□番 □□□委員挙手)

議長(□□)      はい。□□□さん。

□番(□□□)      先程申しましたとおり、□□□□さんの兄さんの□□に勤めておられる□□□□さんの申請でございますが、一度ここまで来て書類が揃っておらず取り下げられた経緯もございますが、再度の申請でございますがよろしくお願い致します。

議長(□□)      ありがとうございます。他に皆様方からご意見ございません



事務局(□□)

はい。

議長(□□)

はい。事務局の□□さんどうぞ。

事務局(□□)

□□さんの案件につきまして、補足の説明をさせていただきます。今、□□□委員さんがおっしゃいました様に今回再度の申請という形になりますが、以前は、農振の農用区域内でございまして、この意見を求める手順をこちらの方で怠っておりまして、事前に取り下げをさせて頂いた経緯がございます。その後、本年に入りましてから農振についての意見聴取をこの場でさせて頂きまして、振興局の方に答申をしております。農振農用地の除外に関しましては、本年の4月4日付けで、法的な協議が完了しまして、現在公告期間中でございます。転用許可につきましては、法的手続きを進められ、公告期間終了後、許可を行うか否かの決定を行うと言うことで、振興局から連絡を受けております。転用につきましては、事前に相談を致しましたけれど、進められる事務は進めて頂いて結構だと言うことを聞いておりますので、今回審議して頂くように進めさせて頂いております。以上です。

議長(□□)

他に皆さん方からご意見ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、整理番号2の□□□□さんの件についてご意見のある方はお願い致します。

□番(□□□) はい。(□番 □□委員挙手)

議長(□□) はい。□□委員。

□番(□□□) □□さんとお話をしたんですが、以前からこういう希望を持っておられて、やっと譲り渡し人と話ができたので、今回申請をさせてもらったとのことで、よろしくお願ひしますと言うことでした。

議長(□□) 他に皆さん方からご意見ござひませんか。

事務局(□□) はい。

議長(□□) はい。事務局の□□さんどうぞ。

事務局(□□) 事務局から補足の説明をさせていただきます。今、□□委員さんがおっしゃいましたことが要旨でございますけれど、付けております28ページの資料をご覧頂きたいと思ひます。  
 この中で、申請地が畑の一部から切り取られまして、分筆によって地番が表示され通路として所有権が移るわけですが、元々□□さんのご自宅がある土地、それから県道から入る通路に現在なっている部分が、地目上まだ畑でございます。これに関しまして事務局で確認しましたが、過去に農地転用の許可をお父さんのお名前で取られておりまして、宅地の分ですね。これにでいきますと△△△△-△それから△△△△-△の2筆につきましては、転用許可を発行しているという状況でございますので、この辺も併せて、地目変更を速やかにしていただくよう指導しているところで

議長(□□) 他に皆さん方からご意見ござひませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、整理番号2について賛成の

方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に日程第5．議案第49号農用地利用集積計画の認定についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

日程第5．議案第49号農用地利用集積計画の認定について説明致します。32ページをお開きください。まず、所有権移転ですが、1件目の買い手が、熊本県農業公社で、売り手が□□の□□□さんです。移転する農用地は、△△字△△の田1筆、△△△△△m<sup>2</sup>です。

2件目の買い手も、同じく熊本県農業公社で、売り手が□□□の□□□□□さんです。移転する農用地は、△△字△△の田1筆、△△△△△m<sup>2</sup>です。所有権移転については以上です。

議長(□□)

ありがとうございました。今事務局から所有権移転について説明がありました。この件について、ご意見のあられる方は挙手願います。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、所有権移転の案件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。引き続き事務局に説明を求めます。

事務局(□□) 次に新規の利用権等の種類が、利用権設定賃貸借権で設定の期間が6年5ヶ月、借り手が□□□□さんで、設定を行う農用地は、△△字△△の田、1筆△△△△△㎡で、貸し手は、□□の□□□□さんです。利用権の種類、設定期間、借り手が同じで、設定を行う農用地は、△△字△△の田、3筆、合計の△△△△△㎡。貸し手は、□□の□□□□さんです。借り手及び利用権等の種類、設定期間が同じく設定を行う農用地は、△△字△△の田、1筆△△△△△㎡。貸し手は、□□の□□□□さんです。新規については以上です。

議長(□□) ありがとうございます。今事務局から新規の案件について説明がありました。この件について、ご意見のあられる方は挙手願います。

ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、新規の案件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。引き続き事務局に説明を求めます。

事務局(□□) 次に円滑化法人の借り入れで転貸の利用権等の種類が利用権転貸賃貸借権で、設定の期間が6年6ヶ月、借り手が苓北町農業協同組合で設定を行う農用地は、△△△字△△他の田、4筆、合計の△△△△△㎡。貸し手は、□□□□さん。△△字△△△△△他の畑、2筆、合計の△△△△△㎡。貸し手は、□□□□□さん。△△字△△△△△の畑、1筆、△△△△△㎡。貸し手は、□□□□さん。△△字△△の畑、2筆、合計の△△△△△㎡。貸し手は、

□□□□さん。△△字△△△△りの畑、1筆、△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□□さん。△△字△△の畑、1筆、△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□□さん。同じく△△の畑、1筆、△△△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□□□さん。同じく△△の畑、1筆、△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□の□□□□さん。同じく△△の畑、1筆、△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□□さん。同じく△△の畑、1筆、△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□□さん。△△字△△の田1筆、と△△△字△△の畑、1筆、合計の2筆、△△△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□□さん。△△字△△△△△の畑、1筆、△△△△△m<sup>2</sup>。貸し手は、□□□さんです。以上円滑化法人の借り入れは12件です。

議長(□□)

ありがとうございました。今事務局から円滑化法人借り入れの案件について説明がありました。この件について、ご意見のあらわれる方は挙手願います。

ありませんか。

はい。ないようでございますので、円滑化法人借り入れの案件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。引き続き事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

先程の円滑化法人借り入れに対する貸し付けで、利用権等の種類が利用権転貸賃借権で、設定期間は、6年6ヶ月です。△△△字△△他の田、4筆、合計の△△△△△m<sup>2</sup>の借り手が、□□□□さん。△△字△△△△△他の畑、11筆、合計の△△△△△m<sup>2</sup>の借り手が□□□□さん。△△字△△の田1筆、と△△△字△△の畑、1筆、合計の2筆、△△△△△m<sup>2</sup>の借り手が□□□□さん。△△字△△△△△の畑、1筆、△△△△△m<sup>2</sup>の借り手が□□□さんです。以上が円滑化法人貸し付けです。

議 長 (□□)

今事務局から説明がありました。この円滑化法人貸し付けの案件についてご意見のある方は挙手願います。

(異議ありませんの声)

異議ありませんか。

(はいの声)

議 長 (□□)

ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので許可することに決定を致します。

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願い致します。

それでは、その他の項で説明したいと思います。別紙のその他の項をご覧ください。

(資料により説明する。)

1. 農地転用許可不要案件届出について (報告)
2. 農地改良届けについて (報告)
3. くまもと農業バックアップ大作戦活動記録簿の活用について
4. 次回第7回総会は7月25日、月曜日の午前9時30分開催予定。

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、

平成23年第6回総会を閉会致します。

閉会 午前10時11分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

苓北町農業委員会会長職務代理者

// 農業委員

// 農業委員